

積算基準	土木
現場中間検査	要
工場等派遣中間検査	不要
樹木保険加入	不要

# 工 事 設 計 書

事業年度	令和 8年度				
設計年月	令和 年 月				
予算科目	款	項	目	節	
工事場所	京都市上京区上生洲町他 地内				
路線名又は河川名等					
工事名	河原町通電線共同溝新設(その5)工事				
工期	契約日の翌日から630日間				
事業課(所)名	道路建設室	単価使用年月	令和 年 月		
工事番号		歩掛適用年月	令和 年 月		
変更回数		基準適用年月	令和 年 月		
主工種		単価地区			
前払金支出		調整区分			

京都市 建設局

チェック欄

工事概要

工事延長				m	254
管路工(管路部)	m	7,100	プレキャストボックス工(特殊部)	個	26
照明工	基	9	仮設工	式	1

施工理由

本工事は、安全で快適な歩行空間の確保、都市災害の防止及び都市景観の向上を図るため、上記概要のとおり電線共同溝新設工事を施工するものである。

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
工	事	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
内	工事価格	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
訳	消費税相当額	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
支	給品費	前回	円	円	円
		今回	円	円	円

京都市 建設局

## 積算参考資料（間接費補正一覧）

単 価 使 用 年 月	2026年3月	
歩 掛 適 用 年 月	2026年3月	
基 準 適 用 年 月	2026年3月	
単 価 地 区	2601: I 地区	
調 整 区 分	単独工事	
現場環境改善費（率計上）		
市 街 地 補 正	市街地	
共通仮設費（率計上）		
主 たる 工 種	35:電線共同溝工事	
施 工 地 域 等 補 正	大都市（2）	1.5
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	補正なし	1.00
現場管理費		
施 工 地 域 等 補 正	大都市（2）	1.2
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	補正なし	1.00
一般管理費		
前払金支出割合による補正	補正を行わない	1.00
財団法人等による補正	補正を行わない	1.00
契約保証に係る補正率	金銭的保証	0.04%

見積参考資料（本工事）

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費（諸雑費込）等の区分	備考
開削土工	残土処理工	残土等処分	埴質土		m <sup>3</sup>	3,350	処分費	管理費区分T
電線共同溝工	管路工（管路部） 管枕	管枕 （材料費）	ECVP φ75		個	462	材料費	
電線共同溝工	埋設標識シート工	埋設標識シート 材料費	電線共同溝用、幅400mm 2倍 水抜穴有ホリエチレンクロス		m	1,370	材料費	
電線共同溝工	プレキャストボックス工（特殊部）	プレキャストボックス 通信柵（レジコン箱型）φ700用 RT1	1200*2200*1500付属含φ700 用、基礎碎石（RC-40） t=100mm含む		個	847,500	材工共	
電線共同溝工	プレキャストボックス工（特殊部）	プレキャストボックス 電力柵用機器据付ブロックⅠ-100-15 E1	1200*1650*150（開口部 950*1000）		個	68,270	材工共	
電線共同溝工	プレキャストボックス工（特殊部）	プレキャストボックス 電力柵用機器据付ブロックⅠ-145-10 E1	1200*1650*100（開口部 950*1450）		個	46,670	材工共	
電線共同溝工	プレキャストボックス工（特殊部）	プレキャストボックス 電力柵用機器据付ブロックⅡ-100 E3	1200*2200*190（開口部 950*1000）		個	93,680	材工共	
電線共同溝工	プレキャストボックス工（特殊部）	プレキャストボックス 電力柵用機器据付ブロックⅢ-100-15 E3	1200*1250*150（開口部 950*1000）		個	41,270	材工共	
電線共同溝工	プレキャストボックス工（特殊部）	プレキャストボックス 電力柵用金蓋取付ブロックⅡ-88 E4-1、E4-2	1200*2200*200（開口部φ 880）		個	139,500	材工共	
電線共同溝工	プレキャストボックス工（特殊部）	プレキャストボックス 電力柵Ⅲ型3連 E5	1000*3000*1800（内寸）、基礎 碎石（RC-40） t=100mm含む		個	1,268,000	材工共	
電線共同溝工	プレキャストボックス工（特殊部）	プレキャストボックス 電力柵用機器据付ブロックⅢ-100-15 E5	1200*1250*150（開口部 950*1000）		個	41,270	材工共	
道路付属施設工	残土処理工	残土等処分	埴質土		m <sup>3</sup>	3,350	処分費	管理費区分T
道路付属施設工	照明工	照明柱基礎 （1）LL-14、RL-16	コンクリート、基礎碎石、スパイラルダクト、アンカーボルト、バンド管、継手、連結式接地棒含む		基	134,700	材工共	

### 見積参考資料（本工事）

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費（諸雑費込）等の区分	備考
道路付属施設工	照明工	照明柱基礎 (2)LL-15, 17, RL-19, 20	コンクリート, 基礎碎石, スパイラルダクト, アンカーボルト, ベント管, 継手, 連結式接地棒含む		基	129,500	材工共	
道路付属施設工	照明工	照明柱基礎 (3)LL-16	コンクリート, 基礎碎石, スパイラルダクト, アンカーボルト, ベント管, 継手, 90度曲管(PV管), Vカンツギテ, 連結式接地棒含む		基	203,100	材工共	
道路付属施設工	照明工	照明柱基礎 (4)RL-17	コンクリート, 基礎碎石, スパイラルダクト, アンカーボルト, ベント管, 継手, 連結式接地棒含む		基	204,100	材工共	
道路付属施設工	照明工	照明柱基礎 (5)RL-18	コンクリート, 基礎碎石, スパイラルダクト, アンカーボルト, ベント管, 継手, 連結式接地棒含む		基	135,600	材工共	
道路付属施設工	信号制御機基礎設置工	信号制御機基礎 分電盤一体型	基礎碎石, コンクリート, 型枠, アンカーボルト, FEP管, 異種管継手, ベント管, ケーブル保護鋼管用継手含む		基	179,600	材工共	
道路付属施設工	信号感知器単独柱基礎 設置工	信号感知器単独柱基礎	基礎碎石, コンクリート, 型枠, アンカーボルト, 90度曲管(PV管), Vカンツギテ, 連結式接地棒含む		基	247,200	材工共	

# 設計内訳書 (本01)

工事名	河原町通電線共同溝新設(その5)工事				事業区分 工事区分	共同溝・電線共同溝 電線共同溝	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
電線共同溝		式	1				
仮設工		式	1				
土留・仮締切工		式	1				
軽量鋼矢板(電線共同溝) (参考数量)	軽量鋼矢板型式:LSP-1型	m	375				(概)
軽量鋼矢板賃料 H=2.5m, 管路部・柵部・照明基礎部 (参考数量)	標準型, SS400(参考単位質量10.4kg/m)	t	1.3				(概) 賃料計上限度額
軽量鋼矢板賃料 H=3.0m, 管路部 (参考数量)	LSP-1型(参考単位質量10.4kg/m), 修理費損耗費含む, 使用回数1回, 供用日数1日	t	1.3				(概)
軽量鋼矢板賃料 H=3.0m, 柵部 (参考数量)	LSP-1型(参考単位質量10.4kg/m), 修理費損耗費含む, 使用回数2回, 供用日数4日	t	1.5				(概)
軽量鋼矢板賃料 H=3.0m, 照明基礎部 (参考数量)	LSP-1型(参考単位質量10.4kg/m), 修理費損耗費含む, 使用回数2回, 供用日数4日	t	0.7				(概)
支保工賃料 鋼製切梁ポルト (参考数量)	調整長:900~1500mm程度, 供用日数78日	本	5				(概)
支保工賃料 アルミ腹起し (参考数量)	幅:110~120mm・高さ:120~130mm・長さ:4m程度, 供用日数78日	本	5				(概)
交通管理工		式	1				
交通誘導警備員	交通誘導員B	人日	689				
仮復旧工		式	1				

# 設計内訳書 (本01)

工事名	河原町通電線共同溝新設(その5)工事				事業区分 工事区分	共同溝・電線共同溝 電線共同溝	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
舗装仮復旧(歩道部・乗入部I種) 表層(歩道部)	材料種類:再生密粒度アスコン(13),舗装厚:30mm,平均幅員:1.4m未満(1層当り平均仕上り厚50mm以下)	m2	288				(概)
舗装仮復旧(乗入部II種) 表層(歩道部)	材料種類:再生粗粒度アスコン(20),舗装厚:50mm,平均幅員:1.4m未満(1層当り平均仕上り厚50mm以下)	m2	10				(概)
舗装仮復旧(車道部) 表層(車道・路肩部)	材料種類:再生粗粒度アスコン(20),舗装厚:50mm,平均幅員:1.4m未満(1層当り平均仕上り厚50mm以下)	m2	375				(概)
試験掘削工		式	1				
試験掘削	床掘り及び埋戻し	m3	30				(概)
区画線工		式	1				
区画線工		式	1				
溶融式区画線 白・実線・15cm	施工方法区分:溶融式手動,規格・仕様区分:実線15cm,塗布厚:厚1.5mm,排水性舗装:無し	m	4				(概)
溶融式区画線 白・セアラ・45cm	施工方法区分:溶融式手動,規格・仕様区分:セアラ45cm,塗布厚:厚1.5mm,排水性舗装:無し	m	13				(概)
舗装版撤去工		式	1				
舗装版破碎工		式	1				
舗装版切断	舗装版種別:コンクリート舗装版,コンクリート舗装版厚:15cm以下	m	840				(概)
舗装版切断	舗装版種別:アスファルト舗装版,アスファルト舗装版厚:15cmを超え30cm以下	m	960				(概)

# 設計内訳書 (本01)

工事名	河原町通電線共同溝新設(その5)工事				事業区分 工事区分	共同溝・電線共同溝 電線共同溝	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
インターロッキングブロック撤去	撤去のみ	m2	300				(概)
舗装版破碎	舗装版種別:アスファルト舗装, 舗装版厚:15cmを超え30cm以下, 障害等無し, 騒音振動対策必要, 積込作業有り	m2	370				(概)
積込(コンクリート殻)		m3	18				(概)
運搬(電線共同溝)	アスファルト塊, 有り, 22.5km以下	m3	94				(概)
殻運搬	殻種別:コンクリート(無筋) 構造物とこわし, 機械積込, 28.4km以下	m3	18				(概)
殻処分	殻種別:アスファルト殻	m3	94				
殻処分	殻種別:コンクリート殻(無筋)	m3	18				
構造物撤去工		式	1				
構造物取壊し工		式	1				
コンクリート構造物取壊し 街渠・植樹ブロック	構造物区分:無筋構造物, 工法区分:機械施工	m3	32				(概)
殻運搬	殻種別:機械積込, コンクリート殻(無筋)	m3	32				(概)
殻処分	殻種別:コンクリート殻(無筋)	m3	32				
歩道照明柱撤去再設置工		式	1				

# 設計内訳書 (本01)

工事名	河原町通電線共同溝新設(その5)工事				事業区分 工事区分	共同溝・電線共同溝 電線共同溝	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
歩道照明柱撤去 商-1	運搬含む	基	1				(概)
歩道照明柱再設置 商-1	運搬, コンクリート, 基礎砕石, スパイル等々を含む	基	1				(概)
樹木伐採撤去工		式	1				
樹木伐採撤去工		式	1				
低木撤去	H<60cm	m2	119				(概)
高木撤去	30cm≦C<60cm	本	2				(概)
高木撤去	60cm≦C<90cm	本	1				(概)
高木撤去	90cm≦C<120cm	本	24				(概)
樹木運搬	枝葉・根	回	6				(概)
樹木運搬	幹	回	7				(概)
樹木処分	種別:枝葉	t	4.6				
樹木処分	種別:幹	t	13.6				
樹木処分	種別:根	t	5.6				

# 設計内訳書 (本01)

工事名	河原町通電線共同溝新設(その5)工事				事業区分 工事区分	共同溝・電線共同溝 電線共同溝	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
開削土工		式	1				
掘削工		式	1				
開削掘削 床掘 (電線共同溝)	土質:ㄥ質土	m3	1,000				
埋戻し工		式	1				
埋戻し・締固め (電線共同溝)	土質区分:山砂(洗い無,真砂),土質:中埋砂	m3	460				
埋戻し・締固め (電線共同溝) (材料費除く)	土質区分:RM-30,土質:土砂	m3	190				
RM-30 (材料費)	埋戻し材	m3	220				
埋戻し・締固め (電線共同溝) (材料費除く)	土質区分:RC-30,土質:土砂	m3	2				
RC-30 (材料費)	埋戻し材	m3	3				
埋戻し・締固め (電線共同溝)	土質区分:発生土,土質:土砂	m3	280				
残土処理工		式	1				
運搬 (電線共同溝)	土砂,有り,22.5km以下,運搬車両:ダンプトラック 4t積級	m3	690				
残土等処分	ㄥ質土	m3	690				

# 設計内訳書 (本01)

工事名	河原町通電線共同溝新設(その5)工事				事業区分 工事区分	共同溝・電線共同溝 電線共同溝	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
電線共同溝工		式	1				
管路工(管路部) 幹線		式	1				
埋設管路 通信	材質:フリアケスV管(直管), 径:150mm	m	389				
埋設管路 通信	材質:PV管(直管), 径:75mm	m	454				
埋設管路 通信	材質:PV管(直管), 径:50mm	m	839				
埋設管路 通信	材質:フリアケスV管(曲管), 径:150mm	m	70				
埋設管路 通信	材質:PV管(曲管), 径:75mm	m	111				
埋設管路 通信	材質:PV管(曲管), 径:50mm	m	204				
ダクトスリーブ 通信 材料費	材質:フリアケスV管, 径:150mm	個	16				
ダクトスリーブ 通信 材料費	材質:PV管, 径:75mm	個	26				
ダクトスリーブ 通信 材料費	材質:PV管, 径:50mm	個	47				
導通線 材料費	通信用(合繊ケーブル 外径4mm)	m	2,084				
埋設管路 電力	材質:ECVP管(直管), 径:100mm	m	1,236				

# 設計内訳書 (本01)

工事名	河原町通電線共同溝新設(その5)工事				事業区分 工事区分	共同溝・電線共同溝 電線共同溝	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
埋設管路 電力	材質:ECVP管(直管), 径:75mm	m	319				
埋設管路 電力	材質:ECVP管(曲管), 径:100mm	m	524				
埋設管路 電力	材質:ECVP管(曲管), 径:75mm	m	122				
ダクトシ-ブ 電力 材料費	材質:ECVP管, 径:100mm	個	84				
ダクトシ-ブ 電力 材料費	材質:ECVP管, 径:75mm	個	18				
導通線 材料費	通信用(合繊φ-7 外径4mm)	m	2,242				
管路工(管路部) 連系		式	1				
埋設管路 通信	材質:PV管(直管), 径:75mm	m	62				
埋設管路 通信	材質:PV管(直管), 径:50mm	m	56				
埋設管路 通信	材質:PV管(曲管), 径:75mm	m	48				
埋設管路 通信	材質:PV管(曲管), 径:50mm	m	40				
ダクトシ-ブ 通信 材料費	材質:PV管, 径:75mm	個	9				
ダクトシ-ブ 通信 材料費	材質:PV管, 径:50mm	個	12				

# 設計内訳書 (本01)

工事名	河原町通電線共同溝新設(その5)工事				事業区分 工事区分	共同溝・電線共同溝 電線共同溝	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
導通線 材料費	通信用(合繊ケーブル 外径4mm)	m	210				
埋設管路 電力	材質:ECVP管(直管), 径:100mm	m	88				
埋設管路 電力	材質:ECVP管(直管), 径:75mm	m	16				
埋設管路 電力	材質:ECVP管(曲管), 径:100mm	m	64				
埋設管路 電力	材質:ECVP管(曲管), 径:75mm	m	12				
ダクトケーブル 電力 材料費	材質:ECVP管, 径:100mm	個	11				
ダクトケーブル 電力 材料費	材質:ECVP管, 径:75mm	個	2				
導通線 材料費	通信用(合繊ケーブル 外径4mm)	m	185				
管路工(管路部) 引込		式	1				
埋設管路 通信	材質:PV管(直管), 径:75mm	m	10				
埋設管路 通信	材質:PV管(直管), 径:50mm	m	936				
埋設管路 通信	材質:PV管(曲管), 径:75mm	m	16				
埋設管路 通信	材質:PV管(曲管), 径:50mm	m	247				

# 設計内訳書 (本01)

工事名	河原町通電線共同溝新設(その5)工事				事業区分 工事区分	共同溝・電線共同溝 電線共同溝	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
分岐管 通信 材料費	材質:フリアケスV管, φ150-φ50	個	1				
ダクトケーブル 通信 材料費	材質:PV管, 径:75mm	個	3				
ダクトケーブル 通信 材料費	材質:PV管, 径:50mm	個	81				
導通線 材料費	通信用(合繊ケーブル 外径4mm)	m	1,225				
埋設管路 電力	材質:ECVP管(直管), 径:75mm	m	511				
埋設管路 電力	材質:PV管(直管), 径:50mm	m	277				
埋設管路 電力	材質:ECVP管(曲管), 径:75mm	m	330				
埋設管路 電力	材質:PV管(曲管), 径:50mm	m	123				
ダクトケーブル 電力 材料費	材質:ECVP管, 径:75mm	個	79				
ダクトケーブル 電力 材料費	材質:PV管, 径:50mm	個	20				
導通線 材料費	通信用(合繊ケーブル 外径4mm)	m	1,276				
管路工(管路部) 管枕		式	1				
管枕 (材料費)	フリアケスV管 φ150	個	225				

# 設計内訳書 (本01)

工事名	河原町通電線共同溝新設(その5)工事				事業区分 工事区分	共同溝・電線共同溝 電線共同溝	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
管枕 (材料費)	ECVP φ100	個	1,932				
管枕 (材料費)	ECVP φ75	個	838				
管枕 (材料費)	PV φ75	個	710				
管枕 (材料費)	PV φ50	個	1,951				
埋設標識シート工		式	1				
埋設標識シート 材料費	電線共同溝用, 幅400mm 2倍 水抜穴有ホリエチレンクロス	m	1,134				
プレキャストボックス工(特殊部)		式	1				
プレキャストボックス 通信柵(樹脂箱型) φ700用 RT1	1200*2200*1500付属含φ700用, 基礎砕石(RC-40) t=100mm含む	個	8				
蓋 通信柵鉄蓋(円形) RT1	蓋種類: φ700歩道用, 蓋1組につき通信用築造ブロック(鉄コン各種)(φ700用 H=100 ステップ 無)2個含む	組	8				
プレキャストボックス 電力柵I型2連 E1	950*3300*1100(内寸), 基礎砕石(RC-40) t=100mm 含む	個	2				
プレキャストボックス 電力柵用機器据付ブロックI-100-15 E1	1200*1650*150(開口部950*1000)	個	4				
プレキャストボックス 電力柵用機器据付ブロックI-145-10 E1	1200*1650*100(開口部950*1450)	個	4				
プレキャストボックス 電力柵II型 E3	950*1950*1100(内寸), 基礎砕石(RC-40) t=100mm 含む	個	2				

# 設計内訳書 (本01)

工事名	河原町通電線共同溝新設(その5)工事				事業区分 工事区分	共同溝・電線共同溝 電線共同溝	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
プレキャストボックス 電力柵用機器据付ブロックⅡ-100 E3	1200*2200*190(開口部950*1000)	個	2				
プレキャストボックス 電力柵用機器据付ブロックⅢ-100-15 E3	1200*1250*150(開口部950*1000)	個	2				
プレキャストボックス 電力柵Ⅱ型 E4-1, E4-2	950*1950*1100(内寸), 基礎碎石(RC-40) t=100mm 含む	個	3				
プレキャストボックス 電力柵用金蓋取付ブロックⅡ-88 E4-1, E4-2	1200*2200*200(開口部φ880)	個	3				
蓋 電力柵鉄蓋(円形) E4-1	蓋種類: φ870歩道用, 蓋1組に電力柵用出入り口ブ ロック(AB-88-10)1個含む	組	2				
蓋 電力柵鉄蓋(円形) E4-2	蓋種類: φ870歩道用, 蓋1組に電力柵用出入り口ブ ロック(AB-88-10)3個含む	組	1				
プレキャストボックス 電力柵Ⅲ型3連 E5	1000*3000*1800(内寸), 基礎碎石(RC-40) t=100mm 含む	個	2				
プレキャストボックス 電力柵用機器据付ブロックⅢ-100-15 E5	1200*1250*150(開口部950*1000)	個	2				
プレキャストボックス 低圧分岐柵 E9	600*1200*550, 基礎碎石(RC-40) t=100mm含む	個	6				
蓋 低圧分岐柵蓋 E9	蓋種類: 600*1200, 蓋1組に高さ調整ブロック(通信用 首部ブロック(鉄コン各種)600*1200用 H=200)1個含む	組	6				
プレキャストボックス HH	600*600*930H, 基礎碎石(RC-40) t=100mm含む	個	3				
蓋 HH鋳鉄蓋 HH	蓋種類: φ600府警信号用	組	3				
道路付属施設工		式	1				

# 設計内訳書 (本01)

工事名	河原町通電線共同溝新設(その5)工事				事業区分 工事区分	共同溝・電線共同溝 電線共同溝	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
作業土工		式	1				
床掘り (参考数量)	土質:土砂,施工方法:上記以外(小規模)	m3	40				(概)
埋戻し (参考数量)	土質区分:土砂,施工方法:上記以外(小規模)	m3	30				(概)
残土処理工		式	1				
土砂等運搬	小規模,バックホウ山積0.28m3,土質:土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m3	4				
残土等処分	液質土	m3	4				
照明工		式	1				
照明柱基礎 (1)LL-14, RL-16	コンクリート,基礎砕石,スパイラルダクト,アンカーボルト,ベント管,継手,連結式接地棒含む	基	2				
照明柱基礎 (2)LL-15, 17, RL-19, 20	コンクリート,基礎砕石,スパイラルダクト,アンカーボルト,ベント管,継手,連結式接地棒含む	基	4				
照明柱基礎 (3)LL-16	コンクリート,基礎砕石,スパイラルダクト,アンカーボルト,ベント管,継手,90度曲管(PV管),Vカンツギテ,連結式接地棒含む	基	1				
照明柱基礎 (4)RL-17	コンクリート,基礎砕石,スパイラルダクト,アンカーボルト,ベント管,継手,連結式接地棒含む	基	1				
照明柱基礎 (5)RL-18	コンクリート,基礎砕石,スパイラルダクト,アンカーボルト,ベント管,継手,連結式接地棒含む	基	1				
信号制御機基礎設置工		式	1				

# 設計内訳書 (本01)

工事名	河原町通電線共同溝新設(その5)工事				事業区分 工事区分	共同溝・電線共同溝 電線共同溝	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
信号制御機基礎 分電盤一体型	基礎碎石, コンクリート, 型枠, アンカーボルト, FEP管, 異種管継手, ベント管, ケーブル保護鋼管用継手含む	基	1				
信号感知器単独柱基礎設置工		式	1				
信号感知器単独柱基礎	基礎碎石, コンクリート, 型枠, アンカーボルト, 90度曲管(PV管), Vカンツギテ, 連結式接地棒含む	基	1				
概略発注工		式	1				
概略発注工		式	1				
概略発注工		式	1				
概略発注工 概略発注工を除く直接工事費の 13.0%以内		式	1				(概)を参照
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費		式	1				
運搬費		式	1				
仮設材運搬費	運搬・積込み・取卸し(往復分), 片道運搬距離1.2km, 製品長12m以内	t	4.8				
現場環境改善費		式	1				

# 設計内訳書 (本01)

工事名	河原町通電線共同溝新設(その5)工事				事業区分 工事区分	共同溝・電線共同溝 電線共同溝	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
現場環境改善費 (率計上)		式	1				
共通仮設費 (率計上)		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				
工事費計		式	1				

## 特記仕様書（個別工事編）

工事名 河原町通電線共同溝新設（その5）工事

工事場所 京都市上京区上生洲町他 地内

### 1 一般事項

#### 第1条（適用）

本工事の施工に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携（以下「請負工事必携」という。）（令和7年8月京都市）」及び「特記仕様書（全工事共通編）（令和7年8月）」によらなければならない。

なお、本工事施工現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書（全工事共通編）及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）の仕様書、様式等」参照

請負工事必携・特記仕様書（全工事共通編）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>

#### 第2条（受注者希望方式による「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局週休2日工事」の対象（受注者希望方式による「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」）であり、「京都市建設局週休2日工事实施要領」  
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html>）に基づいて実施する。ただし、「通期の週休2日」は必須である。
- 2 受注者は、契約後すみやかに、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施内容を反映させること。
- 3 「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」を達成した場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。
- 4 受注者は、本市が週休2日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休2日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。
- 5 工事標示板に「京都市建設局週休2日工事」である旨を明示すること（様式不問）。

#### 第3条（受注者希望方式による「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象（ただし、受注者希望方式）であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」  
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html>）に基づいて実施する。
- 2 受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。
- 3 建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。

#### 第4条（ウィークリースタンスの実施）

本工事は、ウィークリースタンスの対象である。実施に当たっては、「京都市建設局ウィークリースタンス実施要領」に基づき、受発注者相互に協力し、以下の項目について取り組むこととする。

- (1) 休日明け日（月曜日等）は依頼の期限日としない。
- (2) 休前日（金曜日等）に新たな依頼をしない。
- (3) 勤務時間外に書類作成等の依頼をしない。
- (4) 昼休みや勤務時間外の打合せを行わない。
- (5) 作業内容に見合った作業期間を確保する。（適正な期限日を設定する。）
- (6) 打合せは Web 会議（ビデオ会議機能）も活用する。

なお、工事の特性を踏まえ、災害等の緊急的な対応、第三者等の要求に伴う対応及び関係機関等との協議による休日又は夜間作業等により、取組が実施できない場合の対処方法（依頼や期限に関する特例、代休、振替休日の措置等）については、受発注者で確認し、共有する。

#### 第5条（前払金）

- 1 前払金は、各会計年度の出来高予定額の40%以内とし、中間前払金は、同様に20%以内とする。  
なお、前払金保証（中間前払金保証を含む。）について、電子証書の提出を可能とする。

※ 京都市入札情報館ホームページ「契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応について」参照（<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/info/pdf/2023/shoushodenshika.pdf>）

- 2 各会計年度における請負代金の支払限度額及び出来高予定額の割合は、概ね次のとおりとする。

支払限度額の割合

令和8年度 75.9%

令和9年度 24.1%

出来高予定額の割合

令和8年度 84.4%

令和9年度 15.6%

※ 各会計年度の請負代金の支払限度額及び出来高予定額は、契約書作成時に通知する。

## 2 現場条件に関する事項

#### 第6条（施工時間）

施工は昼間とし、標準的な作業時間帯は、9時～18時とする。ただし、警察及び地元等と協議の結果、施工時間に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

#### 第7条（工事規制）

- 1 本工事施工箇所は、京都市道路工事調整会規約施行細則第17条に掲げる工事規制のうち、次の各号の規制種別に係る規制路線及び地域内であることから、同条に基づく規制期間及び規制内容を遵守しなければならない。なお、規制範囲は歩車道を含めた全幅とする。

京都市道路工事調整会規約施行細則

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000003649.html>

(1) 年末年始規制

(2) 観光規制

規制種別	規制路線及び地域	規制期間	規制内容
年末年始規制	幹線道路	12月20日～1月5日	規制期間中は、新たな工事に着手し、又は工事区域を拡大してはならない。ただし、道路の仮復旧等、一般交通に開放するための工事はこの限りでない。
	準幹線道路		
	その他道路	12月27日～1月5日	
観光規制	道路工事規制図に記載する地域及び路線	4月1日～5月15日 10月の最終土曜日 ～11月の最終日曜日 (ただし、12月1日が土曜・日曜の場合は12月最初の日曜日まで)	規制期間中は、原則として工事を中止すること

2 本工事区間は、5月15日に葵祭の巡行が行われることから、5月15日は工事を中止すること。

第8条（支障物件等）

本工事区間内の支障物件は下表のとおりである。受注者は各企業との連絡を十分行うこと。また、移設時期等を延期するような場合は設計変更の対象とする。

支障物件	管理者	位置	企業者との協議	移設期間	工事方法	立会
ガス管	大阪ガスネットワーク(株)	各所	協議中	未定	移設	要
電線	関西電力・NTT	各所	未	別途調整	防護	要

第9条（交通誘導警備員）

1 交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の打合せの結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導警備員 (1日当たりの編成人数)	編成	昼間・夜間・ 24時間の別	交替要員の有無
規制箇所	2～3名	交通誘導警備員B 2～3名	昼間	無

2 上表において交替要員を有としている配置場所については、作業中は交通誘導警備員を常時配置するものとし、休憩時等における交替要員を考慮するものとする。

### 3 監督職員の確認に関する事項

#### 第10条（現場中間検査）

- 1 本工事は、現場中間検査の対象工事とし、実施回数は1回以上とする。
- 2 検査の対象工種及び実施時期は、完成、既済の検査時期及び当該工事の主要工種並びに施工上の重要な変化点である段階確認の実施時期等を考慮し、監督職員と協議のうえ、定めるものとする。
- 3 現場中間検査の検査日時等については、受注者の意見を聞いて監督職員が通知するものとする。
- 4 現場中間検査に要する費用は受注者の負担とする。

#### 第11条（材料確認）

受注者は、次表の材料・資材・製品について、監督職員が臨場のうえ、材料確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に材料等の名称・規格等を記載すること。

受注者は、監督職員が材料確認のために臨場した際、当該材料等の製造者が発行する品質を証明する資料（見本を含む）との照合、搬入された材料等の外観（角欠け、ひび割れ等）、形状、寸法及び数量等の確認を受けなければならない。

ただし、監督職員の確認が机上となる場合、受注者は、当該材料等の外観、形状、寸法（幅、長さ、高さ）及び搬入数量等が判別できる写真記録等の資料（納品書、納品伝票も可）を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該材料等を使用して工事を実施してはならない。

土木工事施工管理基準「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料

材料・製品	備考
プレキャストコンクリート製品 (JIS I類、JIS II類含む)	「品質管理基準及び規格値」 (区分・項目・方法・頻度)

監督職員の指定に基づき実施する材料・資材及び製品

(「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料以外)

工種・種別等	細別	材料・資材・製品
管路工（管路部）	埋設管路	7リ-アクセスV管
		PV管
		ECVP管
プレキャストボックス工(特殊部)	プレキャストボックス	・E栴 ・RT栴
	蓋	・信号用HH
照明工	照明柱基礎	・アンカーボルト ・スパイラルダクト
信号制御機基礎設置工	信号制御機基礎	アンカーボルト
信号感知器単独柱基礎設置工	信号感知器単独柱基礎	アンカーボルト

#### 第12条（受注者の臨場）

監督職員が行う段階確認においては、主任技術者（又は監理技術者、或いは監理技術者補佐）又は現

場代理人、若しくは、予め監督職員の承諾を得た者が臨場のうえ、確認を受けなければならない。

### 第13条（段階確認）

受注者は、共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1 段階確認一覧表」に示す各種別、「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目及び次表の工種・種別等の施工段階において、監督職員が臨場のうえ段階確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に確認内容を記載すること。

ただし、監督職員による確認が机上となる場合、受注者は、施工状況、出来形、品質、不可視部分等の判別ができる施工管理記録（出来形成果表、設計図面との対比図、品質管理記録等）と写真等の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該工種以降の作業を実施してはならない。

監督職員の指定に基づき実施する段階確認（「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目含む）  
（「共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1 段階確認一覧表」に基づき実施する段階確認以外）

工種-種別等	確認項目
管路工（管路部）	管路部掘削完了時、埋戻し状況
	管路完成後、導通試験
プレキャストボックス工（特殊部）	特殊部掘削完了時、埋戻し状況

### 第14条（立会確認）

受注者は、次表に示す内容について、監督職員と現地で立会を行い、確認するものとし、監督職員が確認するまでは次の作業に進んではならない。

項目	確認方法・目的等
保安施設設置状況	工事による事故防止のため、監督職員と立会確認をする（ただし、立会確認書は必要としない。）。
企業者の地下埋設物	工事によって企業者等の地下埋設物に悪影響が出ないようにするため、受注者が企業者及び監督職員と立会し、地下埋設物の位置、深さ及び幅等について確認をする。確認方法は、試掘又は各種探知器による。
工事箇所の境界確認	本工事箇所に隣接して、第三者の所有する土地があることから、工事箇所の境界について、工事着手前に事前測量を実施し、監督職員に報告すること。

### 第15条（品質管理試験）

本工事の施工に伴う品質管理試験の項目や規格値等については、土木工事施工管理基準（品質管理基準及び規格値）に記載している。

## 4 建設副産物に関する事項

### 第16条（建設副産物の適正処理）

#### 1 建設廃棄物が発生する場合の対応

本工事の施工により発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施

設へ搬出するものとする。

なお、下表は積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。

また、産業廃棄物が発生する場合は「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」(最終改正平成23年4月1日)を遵守すること。

特に、マニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されたことを確認すること。このとき、受注者が排出業者であることとして保管の義務のあるA、B2、D、E票については、その原本を監督職員へ提示すること。

<産業廃棄物>

建設副産物	受入場所	備考
コンクリート塊 (無筋)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都府綴喜郡井手町大字井手小字久保48番地の1他16筆	設計運搬距離 L = 27.2 km
アスファルト塊 (掘削)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区横大路松林町18番地の1、19番地	設計運搬距離 L = 13.6 km
建設発生木材 (枝葉・根)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区横大路千両松町保留地番号第45-1-2号地	設計運搬距離 L = 12.9 km
建設発生木材 (幹)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区横大路千両松町保留地番号第45-1-2号地	設計運搬距離 L = 12.9 km

2 舗装切断時等において発生する濁水及び粉塵

受注者は、舗装切断時等において発生する濁水を回収し、産業廃棄物(汚泥)として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理しなければならない。

また、受注者は、濁水が生じない工法(空冷式等)を採用した場合も、濁水と同様に、吸引する装置の併用など、粉塵飛散防止対策を実施するとともに、収集した粉塵については、産業廃棄物として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理しなければならない。

当初設計には濁水及び粉塵の収集運搬及び処分に掛かる費用は計上していない。濁水処理費等が必要な場合は、設計変更の対象とする。

3 建設発生土が発生する場合の対応(指定地処分)

受入地が発行する書類、伝票などの写しを監督職員に随時提出するとともに、その原本との照合による確認を検査時まで監督職員に受けるものとする。

なお、建設発生土の搬出に当たり、仮置きが必要な場合は、沿道環境に配慮した搬出計画を立てるものとし、書面等により事前に監督職員の確認を受けること。

原則、下表に示す受入先へ搬出するものとするが、土質性状や搬入時期等により搬出できない場合は、監督職員と協議のうえ、その指示によるものとする。

ただし、実施日において、公共工事間で流用可能な場合は、工事間流用を最優先するものとし、設計変更の対象とする。

<建設発生土>

建設副産物	受入場所	備考
建設発生土	(指定地処分) 豊坂建材(株) 京都府京都市西京区榎原芋峠 60-3	設計運搬距離 L = 11.8 km

本工事では土壌調査費等を計上していないが、建設発生土について、以下の事項のいずれかに該当する場合は土壌調査が必要となる。その場合は、設計変更の対象とする。

- (1) 指定している受入場所がある地方公共団体の関係法令に基づく土地の埋立等の許可を得た事業者である場合
- (2) 本工事の土砂等の性状（色、臭い等）や廃棄物の混入等の状況が埋立基準に適合しないおそれがある場合
- (3) 上記の(1)(2)以外に土壌調査が必要となった場合

なお、土壌調査を実施することとなる場合は、建設発生土の搬出前に土壌調査を実施し、以下の資料を監督職員に提出すること。

- (1) 土壌分析結果証明書（計量法第122条第1項の規定により登録された計量士のうち、濃度に係る計量士が発行した土壌の分析結果を証する書類（測定方法を明示したもの））
- (2) (1)の試料を採取した地点を示す図面及び当該地点の写真

#### 4 建設発生土の受入地の変更

土質性状や搬入時期等により指定する受入地に搬出ができない場合、監督職員は京都市土木積算システム設計単価第5編及び公共物GISに掲載している他の施設の中から積算上の2番目以降の受入地（以下、「積算受入地」という。）を順次指定し、受注者は搬出の可否を確認するものとする。

積算受入地への建設発生土の搬出について、監督職員と協議のうえ決定するものとし、設計変更の対象とする。

なお、受注者は、積算受入地に代えて、京都市土木積算システム設計単価第5編及び公共物GISに掲載している他の施設、又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設の中から別の受入地（以下、「提案受入地」という。）を提案することができる。

提案受入地への建設発生土の搬出が適正であると認められる場合はこれを妨げないが、設計変更の対象としない。また、提案受入地での処分に掛かる費用が、積算受入地での処分に掛かる費用を下回る場合は、減額の設計変更を行うものとする。

#### 5 伐採樹木の根株等の控除

本工事では、伐採樹木の根株撤去を行う。

変更設計時に、根株等の重量を体積に換算し、残土処分量から控除するため、処分量を明記した証明書（受入確認書等）を監督職員に提出すること。

## 第17条（特定建設資材の分別解体等及び再資源化等）

- (1) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(最終改定令和7年6月1日)(以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等及び再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」に定める事項は、契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上明示した以下の事項と別の方法であった場合でも設計変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

### 分別解体等の方法

	工 程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	③基礎工(杭基礎等)	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑥その他( )	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

※ 特定建設資材廃棄物を排出する場合、再資源化施設等の所在地については、本特記仕様書に示す「建設副産物の適正処理について」に記載のとおりとする。

- (2) 受注者は、特定建設資材の分別解体等及び再生資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を別に定める18条様式に記載し、監督職員に報告すること。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

なお、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を提出した場合、18条に基づく報告を省略することができるものとする。

## 5 その他事項

### 第18条（工事書類の提出）

完成検査の受検に向けた出来形図書については、工期末の1.5ヶ月前までに提出すること。また、完成検査に必要な工事書類については、工期末の2週間前までに提出すること。

### 第19条（受注者希望型におけるICT活用工事の試行）

1 本工事は、「京都市建設局ICT活用工事試行方針（案）」（令和7年8月）（以下「試行方針」という。）及び「京都市建設局ICT活用工事試行要領（案）」（令和7年8月）（以下「試行要領」という。）の内容に従いICT活用工事を試行できる。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「高度情報化」参照  
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000290097.html>)

2 試行の対象工種は「試行方針」に定めた工種とし、「試行要領」の対象工種の詳細に基づき、ICT活用工事を試行できる。

3 受注者が試行を希望する場合、契約後施工計画書の提出までに、受注者はICT活用の効果、具体的な工事内容・数量及び対象範囲について、発注者へ提案、協議を行うこと。発注者と協議が整った施工プロセス①～⑤の全て又は何れかの段階で、ICT施工技術を活用できる。

なお、試行の対象工種が土工、舗装工、舗装工（修繕工）の場合は、施工プロセス①、②、③又は②、④、⑤を含む3つ以上の施工プロセスの活用を基本とし、その他のプロセスを含め協議により選定できる。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

4 ICT活用工事の費用については、当初は計上せず、発注者との協議が整った各施工プロセスの段階を設計変更で必要な経費を計上する。受注者は設計変更に必要な見積書を提出すること。

5 「試行要領」により有効に試行したことが認められた場合は、工事成績の「創意工夫」及び「工事特性」の項目で加点評価する。ただし、①3次元起工測量の1プロセスのみの活用は除く。

### 第20条（京都市建設局検査書類限定型工事の検査の試行）

1 本工事は、「京都市建設局検査書類限定型工事の検査試行要領」（令和7年7月）に基づく対象工事として、検査を試行することができる。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）の仕様書、様式等」参照  
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000343988.html>)

2 工事の書類検査は、検査時（完成・既済部分・中間）において、下記の8分類に限定して行うことを原則とする。

①施工体制	⑤出来形図書
②施工計画	⑥打合せ簿
③工事材料資料の確認及び 品質規格証明書類	⑦工事写真
④品質管理	⑧電子納品

※1)上記8分類以外の書類も、従来どおり全て監督職員へ提出すること。

※2)検査時に、限定型工事の検査対象書類のみを抜粋するといった、取りまとめを行う必要はない。

※3)以下の工事は書類限定検査の対象外とする。

- ・低入札価格調査の対象となった工事
- ・当該工事で法令遵守等に係る減点対象行為があった場合  
(工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表参照)

- 3 検査職員が追加書類を求める場合は、上記8分類以外の追加書類の提出を併せて受注者に通知する。
- 4 実地検査(現場)においては、出来形を確認できる資料を準備すること。
- 5 実施状況や改善点等を把握するためのアンケート調査がある場合には協力すること。

## 第21条(情報共有システムの利用)

- 1 本工事は、情報共有システム(以下「システム」という。)の利用対象とする。  
システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン(令和6年3月)(※)」(以下「ガイドライン」という。)を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。
- 2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。
- 3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に係る手続等は受注者が行うものとする。
- 4 システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領」(以下「要領」という。)に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。  
なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。  
※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照  
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html>)

## 第22条(受注者希望型における遠隔臨場の実施)

本工事は受注者の希望により遠隔臨場を行うものとする。

### 1 目的

本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領(案)」(令和5年3月)及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領(案)」(令和5年3月)の内容に従い実施するものとする。

### 2 実施内容

#### (1) 「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の実施

ア 受注者が動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)により撮影する映像と音声を監督職員へWeb会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、受発注者間の協議により決定するものとする。

イ 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)の資機材は受注者が準備するものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的なAndroidやi-Phone等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっ

ては監督職員から承諾を得ること。

なお、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

## (2) 効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

## (3) 費用

遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更の対象とする。

なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

## (4) 成績評定

遠隔臨場を実施した工事の成績評定は、考査項目「創意工夫」において、1点の加点とする。なお、明示に当たっては、以下の「標示施設イメージ（案）」を参考にする。

## 第23条（電線共同溝）

本工事の実施にあたり適用する諸基準は、共通仕様書の定めによる他、監督職員の指示によるものとする。

### 10-12-5-2 管路工（管路部）

#### (1) 電力ケーブル保護管（ECVP管）

##### (i) 許容屈曲半径

道路形態、既設埋設物件により曲り管路を築造する場合は、その屈曲半径は5m以上でなければならない。

ただし、電柱への連系管路で保護バンド管を使用する場合はこの限りでない。

##### (ii) 許容扁平率

直管を曲り管路に使用する場合は、その屈曲範囲は5m以上でなければならない。この場合の曲げ加工による管の扁平率は90%以上でなければならない。

扁平率 = (加工後の管内径 [短径]) / (加工前の管内径) × 100 ≧ 90

##### (iii) 現場加工

a 管を現場で切断する場合は、管軸に対し直角に切断し、その端部は必ず面取り加工（1.5mm以上）を施さなければならない。

b 管の接続部は直線でなければならない。従って、曲り管の接続に際してもその両端には必ず50cmの長さの直線箇所を設けなければならない。

##### (iv) 通過性能（導通試験）

a 導通試験は全管路について行わなければならない。不合格の場合は、再度掘削して手直しをするものとする。

b φ100の電力ケーブル保護管については、鉛性の管路試験棒（φ95mm・L=1300mm）が通過すること。

c φ75の電力ケーブル保護管については、3号マンドレル（φ73mm・L=300mm）が通過すること。

#### (2) 通信ケーブル保護管（PV管）

##### (i) 許容屈曲半径

道路形態、既設埋設物件により曲り管路を築造する場合は、その屈曲半径は5m

以上でなければならない。

(ii) 通過性能（導通試験）

- a 導通試験は全管路について行わなければならない。不合格の場合は、再度掘削して手直しをするものとする。
- b  $\phi 75$  の P V 管については、3号マンドレル ( $\phi 73\text{ mm} \cdot L = 300\text{ mm}$ ) が通過すること。
- c  $\phi 50$  の P V 管については、最小外周長  $13\text{ cm}$  のウエスが通過すること。また、 $\phi 25$  の P V 管については、最小外周長  $8\text{ cm}$  のウエスが通過すること。  
なお、ウエスは  $40\text{ cm}$  間隔で導通線に2箇所取付けたものであること。

(3) フリーアクセスV管

(i) 許容屈曲半径

道路形態、既設埋設物件により曲り管路を築造する場合は、その屈曲半径は  $5\text{ m}$  以上でなければならない。

(ii) 通過性能（導通試験）

- a 導通試験は全管路について行わなければならない。不合格の場合は、再度掘削して手直しをするものとする。
- b  $\phi 150$  のフリーアクセスV管については、ウエスの最小外周長  $42\text{ cm}$  以上 ( $L = 40\text{ cm}$ ) のものが通過すること。

(4) 埋設表示シート

管路の明示は、埋設表示シート（ピンク地・黒文字）を掘削埋戻標準図のとおり管路全面にわたって設置しなければならない。

(5) 共通事項

- (i) 曲り箇所については、入線に支障のない所定の曲率半径を確保すること。
- (ii) 管路・プレキャストボックス周辺の埋戻しについては、山砂または同等品を使用し、入念に水締めを行ったうえで締固めること。なお、開削土工（埋戻し）における中埋砂の水締めにかかる水代については、必要な場合は変更設計で追加するため、当初では計上していない。請負者が実使用量について資料を提出した場合、協議の上、変更設計で計上する。
- (iii) ハンドホール等の柵と管路の接続部には、伸縮取付管、ダクトスリーブ等を設置し、入線への抵抗力を減じるようにすること。
- (iv) 管路については、埋設後に電線類を入線するものであるため、内部に鉄屑やごみ等が混入しないように施工すること。  
現場への積卸しは管材端部を損傷しないよう注意して行うこと。
- (v) 管路の設置の際は、必要に応じて管枕（スペーサー）を用いて間隔が均一となるよう施工すること。既設埋設物等の状況によりやむを得ず所定の間隔を確保できない場合は、監督職員の指示によるものとする。なお、管枕については、請負者が実使用量について資料を提出し、監督員と協議のうえ変更設計の対象とする。
- (vi) 導通試験等、電力・通信柵内部の作業については、「酸素欠乏症等防止規則」における「酸素欠乏危険作業」であるため、同規則に基づく「酸素欠乏危険作業主任者」を選任し、必要な措置を講じること。

10-12-5-3 プレキャストボックス工(特殊部)

柵の蓋には、監督職員が指示する内容を明示すること。内部においては、事前に監督職員の指示を受けた上で、管路に管種等がわかるように明示すること。

第24条（その他の特記事項）

- 1 受注者は、必ず、着工前に工事ビラ「〇〇工事のお知らせ」を工事箇所の周辺住民に配布すること。

なお、様式等は監督職員の指示に従うこと。

- 2 沿道との施工調整等のため、請負者において工事ビラの作成・配布を行う場合は、ビラの内容等について監督職員の承認を得ること。
- 3 隣接する地元関係者（官公庁等も含む）との協議、施工区域、施工時間、施工日等に関する事項については、受注者の独自の判断で施工してはならない。必ず監督職員に報告し確認を受けること。
- 4 週間工程表については、前の週の木曜日までに監督職員へ提出すること。
- 5 掘削土の積込み等、施工に際し、周辺家屋や道路を汚損してはならない。誤って汚損した場合には、道路開放時間までに清掃するとともに、請負者の責で汚損へ対応しなければならない。
- 6 ゴミ収集作業及びし尿汲み取り作業に協力し、付近住民に迷惑をかけること。
- 7 騒音・振動等には細心の注意を払い、周辺住民から苦情が出ないようにすること。また、地域住民及び営業車両等からの苦情・要望等に対しては、速やかに監督職員に連絡し、その指示に従うこと。
- 8 交通規制を行う際は交通誘導員を配置し、周辺住民から苦情が出ないようにすること。
- 9 作業時間外における建設機械等（重建設機械を含む）による車道及び歩道の規制は行わないこと。
- 10 車道東側と西側を同時に交通規制することは避けること。
- 11 受注者は工事の着手までに地下埋設物等の道路占用物件の位置情報等を把握し、占用物件の管理者と密接に連絡を取って占用物件の破損及び占用物件に起因する事故の防止に努めること。
- 12 電線共同溝を既設地下占用物件に近接して設置する場合、関係事業者と立会し、必要な防護措置を講ずること。また、監督職員に関係企業者との協議内容を記載した立会調書を提出すること。
- 13 各占用企業者の人孔蓋については、高さ調整が必要であることを必ず確認し、必要がある場合は監督職員に報告すること。
- 14 本工事施工に伴って止水栓ボックスの調整工事が発生する場合は、水道局各営業所の指示に従うこと。
- 15 当工事の周辺では下記関連工事が施工中又は施工予定であるため、工事請負者間で十分に調整を行い、工事を進めること。

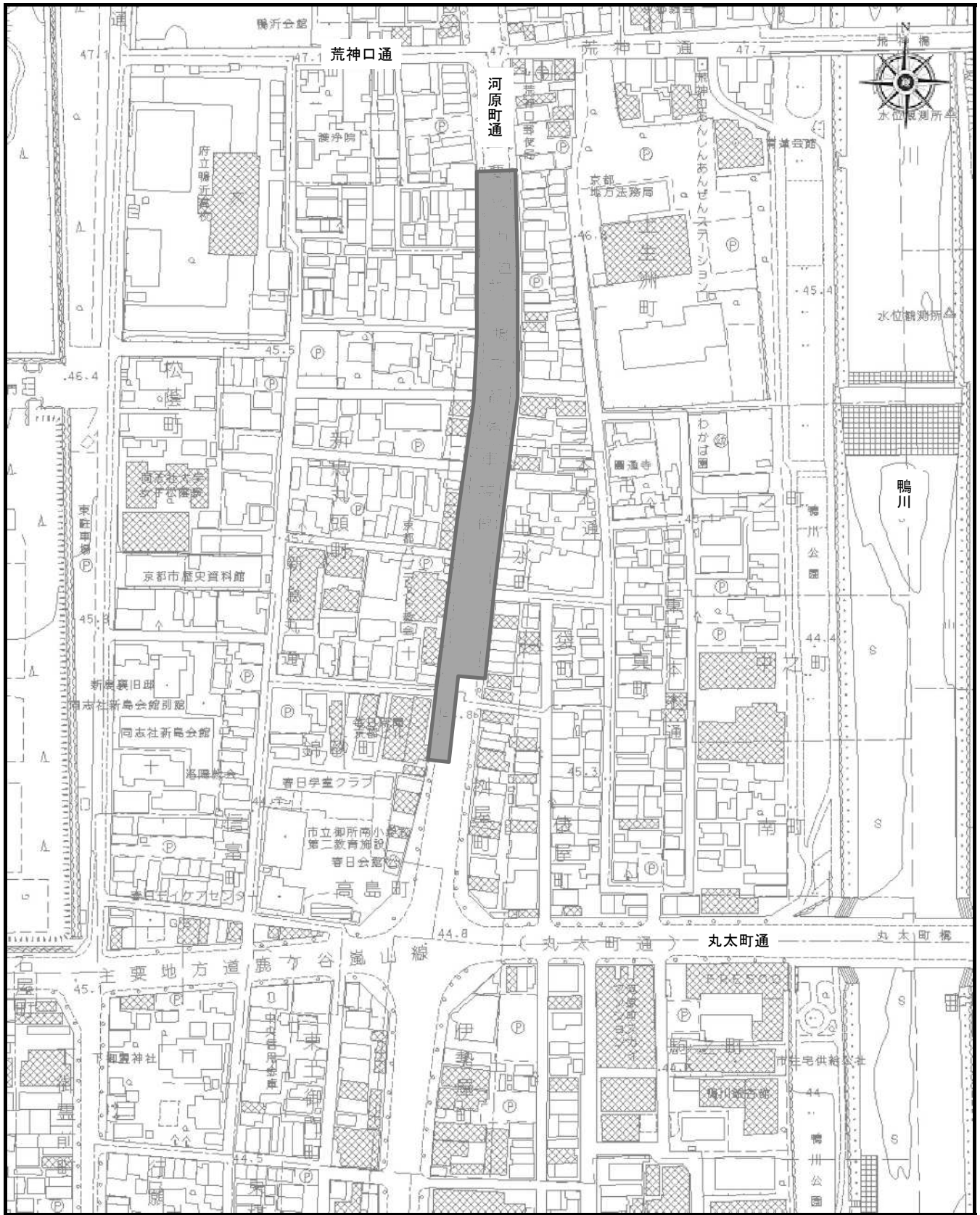
工事名（仮称）	実施者	工事時期（予定）
引込連系工事	未定	未定
ガス管移設工事	大阪ガスネットワーク(株)	未定

- 16 柵内部においても、管路に入線種類がわかるように明示すること。
- 17 「管くずし部」については、参画事業者が後日入線する場合において、支障のないように配慮すること。
- 18 連系管路、連系設備、引込管路は、別途、電線管理者による工事を予定しており、同時施工となる場合は工事工程等の調整を密に行うこと。また、本工事で先行止めした管路の続きを電線管理者にて施工するため、先行止めの位置は正確に把握し、電線管理者の施工業者に引き継ぐこと。
- 19 電力柵のアース棒の設置については、電力系の電線管理者が行うため、施工時期等は事前に調整を行うこと。
- 20 製品仕様書および本設計図書に反して工事を施工した場合、改善またはやりなおしを命ずるが、その際は、速やかにその指示にしたがうこと。
- 21 監督職員との連絡は密にとり、疑義が生じた場合は監督職員と十分な打合わせを行い、遺漏のな

いよう努めること。

- 2 2 本工事の引渡し完了までの間、現場代理人は、昼夜を問わず常時連絡が取れる体制を取ること。
- 2 3 創意工夫等実施状況について、請負者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに提出することができる。なお、様式については監督職員の指示によるものとする。
- 2 4 本工事の施工にあたっては、「共通仕様書」、「特記仕様書（全工事共通編）」及び「特記仕様書（個別工事編）」とともに、下記基準等によるものとし、疑義のある場合は必ず監督職員に事前に確認を行うこと。
  - (1) 京都市道路構造条例
  - (2) コンクリート標準示方書
  - (3) 舗装設計施工指針、舗装設計便覧、舗装施工便覧
  - (4) 道路土工指針
  - (5) 建設発生土利用技術マニュアル
  - (6) 舗装調査・試験法便覧
  - (7) 京都市 道路のためのバリアフリーの手引き
  - (8) 京都市電線共同溝マニュアル（京都市建設局令和 8 年 3 月）（別途貸与）
  - (9) その他関係示方書・法令・規則等
- 2 5 アスファルト舗装工において、日毎の施工箇所の端部では、アスファルト合材等により段差が生じないように入念にすりつけを行うものとし、事故発生等防止に努めること。
- 2 6 アスファルト舗装工の施工箇所において、監督員の立会のもと余盛りにより段差が生じていることが確認された場合は、監督員から受注者へアスファルト舗装の手直しを命じる可能性があるため、その指示に従うこと。
- 2 7 工事中に既設の視覚障害者誘導ブロックを一時的に撤去する場合は、その間、仮設の視覚障害者誘導表示を行うなど留意すること。
- 2 8 本工事区間はバス路線となっていることから、運行管理者と十分協議のうえ、工事を実施すること。
- 2 9 請負者は、工事着手後直ちに測量を実施し、測量標（仮 BM）、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等の確認をすること。また、官民境界及び民境界については民地側等の工事により消失しない箇所に控えを取り、写真を撮影し記録を残しておくこと。また、施工に際しては十分注意し、境界プレートの再現は監督職員の確認を得ること。
- 3 0 本設計書で計上している試験掘削工については、プレキャストボックス設置箇所を試験掘削することとしている。その他の箇所を試験掘削する場合には、監督員と協議すること。
- 3 1 本工事の施工に必要な「構造物撤去工 - 構造物取壊し工 - コンクリート構造物取壊し」について、騒音振動対策を不要として積算しているが、現場条件等により疑義が生じる場合には監督員と協議のうえ、変更設計で対応する。
- 3 2 その他については、監督職員の指示に従うこと。

# 箇所図



■ : 本工事施工箇所